

ルール、マナーを守りましょう



野焼きは原則**禁止**

健康や生活環境への支障を防ぐため、野焼きは原則禁止です。

営農のためにやむを得ず行う野焼き（肥料作りのための稲わら等の焼却、害虫駆除のための枯草の焼却等）は例外として認められていますが、風にあおられた煙が家の中に入ってきたり、煙の臭いが洗濯物についてしまう場合があります。

野焼きを行う際は、風向き・時間帯等に十分に配慮し、近所に迷惑がかかる恐れがある時は行わないでください。

■ 住民環境課 ☎ 64-7105

フンの放置・ポイ捨て**禁止**

道路や田畑に犬のフンがそのまま放置されたり、空き缶やペットボトル、ゴミなどがポイ捨てされているのを見かけることがあります。

犬の散歩をするときは、飼い主が責任を持ってフンを持ち帰って処理しましょう。また、ゴミが捨てられたままにされると、それを見た人がまたゴミを捨てていく悪循環が起こります。ゴミを捨てないことはもちろんですが、落ちているゴミを見かけたら拾うなど、きれいな環境を皆さんで維持しましょう。

■ 住民環境課 ☎ 64-7105



消火栓の私的利用**禁止**

消火栓は、火災等の緊急時に備えて設置してあるものです。田畑の作業に使ったトラクターや農具などを洗う、自家用車の洗車に使うなど、個人が私的に使用することは禁止されています。緊急時以外に無断使用した場合は、法令等により罰せられる場合があります。

消防演習等で使用する際は、必ず事前に総務課または、建設課までご連絡ください。

■ 総務課 ☎ 64-7100

建設課 ☎ 64-7112